



まーぶる通信

発行者 福富 恵美子／編集者 高田 一範

〒615-0882 京都市右京区西京極葛野町 39 番地

TEL (075) 874-5639 (代表・居宅)・(075) 874-5617 (デイ・ショート) FAX (075) 874-5640 (共通)

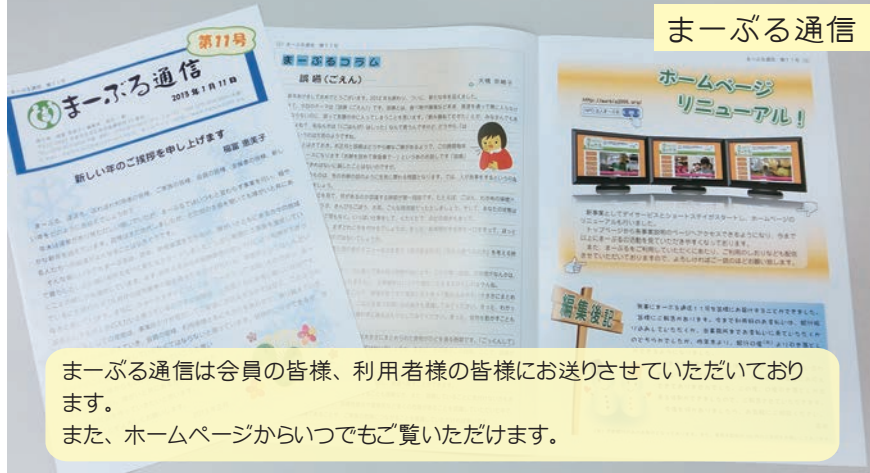
E-mail: marble.2009@room.ocn.ne.jp ホームページ: <http://www.marble2009.org>

2013 年 4 月 12 日



まーぶるが始動した当初は、通信を皆様にお届けするところから始まり、そしてホームページを整えていきます。

まーぶるの情報は、
ここから発信されています!!



通信の発行部数やホームページなどのアクセス数も日に日に増えてきており、皆様に見て、



知っていただけにいるのだなあと実感しております。
また、まーぶるではどなたでもお気軽に施設見学にきていただけるよう力をいれております。
通信、ホームページ、Facebookなどでまーぶるを知っていただき、施設見学でよりリアルな活動を知って頂けると幸いです。

デイサービスが始まって

昨年2012年10月にデイサービスぽぽろがオープンして早や半年が経ちました。

デイサービスぽぽろは、その名の通りいろいろな人が集まって交流できる場として始まりました。

通所される目的もいろいろで、それは生きる目的、生活の目的が人によって違うことにもつながっています。

人は、先ず生きることができなければ、生きて何かをする事はできません。

重度障がい者の中には、生きて何かをするのではなく、生きることが目的の方もいます。

その為に、家族の手を離れ介護職員の支援で生きることが訓練する目的で通所される方もいます。

家族以外の介護で、呼吸する、飲食する、排泄する、入浴する、休息する。ということができなくてはなりません。

そういう方の支援目標は、当然「寮に呼吸ができる。」ということになります。

寮に呼吸ができない方にとって、寮に呼吸できる時間は安心して過ごせる時間となり、それを幸せな事と感ずるでしょう。

当たり前前に生きることができる方にとっては、呼吸できることに幸せを感じることはないかもしれません。

私たちは当たり前前に生きられないのなら、つまり生きることが目的ならば、病院でチューブにつながれて管理されるのは仕方ないだろうとは考えません。

それでも地域社会で家族と共に暮らせる方が幸せだろうと考えています。

幸せの感じ方は、その人の障がいや生き方、環境、社会など色々な要因によって変わります。

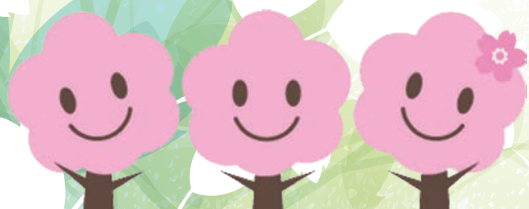
一人一人の価値観や生き方を尊重して支援していきたいと思います。

そのために、一日の利用時間を短く設定し、介護職員を多く配置できるようにしました。

送迎サービスについても、できるだけ多くの方に利用していただけるよう、引き続き検討していきたいと思います。

限られた予算の中で、僅かな事しかできませんが、一つ一つの課題に取り組んでいきたいです。

松山 晶子



まーぶるこらむ

契約

大橋 奈緒子



そろそろ、コートを着ていると暑くなってきましたね。道を歩いていると、ぽつぽつと桜も咲き始め、少しずつですが春を感じる季節となってきました。

さて。今回は「契約」というのをテーマにお話したいと思います。最近、この福祉業界はもちろん、何事も「契約書」を交わす社会になっています。

契約を行う上でのポイントは、お互いの合意によって契約が成立し、その結果その当事者に債権・債務が発生する。そして、その債権・債務が実現されなければ、裁判所の権限によってそれを実現することとなるわけです。

では、地域で生活しているすべての人がこのことを理解した上で契約できるでしょうか？

当然のことながら、小さな子どもさんにはできません。そして、認知症の方は状態によっては難しい場面もあります。また、知的障がいのある方でも程度や、説明の仕方によっては理解できないこともあります。

同居している家族が行えばいいのかもしれませんが、常に家にいるわけでもなく、またお一人暮らしの方もおられます。そういった方々が、地域で生活する上でどうしていけばいいのでしょうか。

地域には、「地域福祉権利擁護事業（地域により名称は異なります）」というものがあります。これは、サービス利用の手続きや金銭管理について、わからない部分への情報提供や一人では不安な方への相談・助言を行ってくれるもので、社会福祉協議会が行っています。

しかし、この事業を利用することに対して、理解でき、援助開始の契約ができる方でなければ利用できないとされています。

では、それも難しい人はどうすればいいのでしょうか。

「成年後見制度」というのを御存じでしょうか？これは、障がい等により、判断する力が十分でない場合に、家庭裁判所によって選ばれた人がその人を保護し、支援する制度です。

しかし、この成年後見制度にはメリットもありますが、デメリットもあり、成年後見制度を利用すると、選挙権がなくなってしまう。このことに関しては、3月に選挙権喪失は違憲であるという判決が裁判所で下されました。

すべての人が、同じ程度判断能力を欠いている状態ではなく、成年後見制度を利用したから、一律に選挙権を奪うことは不当であるとの判決だったそうです。

また、一部の職業に就くことができなくなるといった制限もあります。

どんな事にも、いい面もあれば悪い面もあります。成年後見制度には、財産は守られる可能性はありますが、生活の時々で他の人の許可が必要となってきました。

もしもの時のための、制度が利用しにくいというのは非常に残念ですね。ただ、そういった制度があるということを知っているのと知らないのとでは、今後生活していく上で全くと言っていいほど変わってきます。

「今は必要ないけれど…」という方でも、頭の片隅に置いておいていただいて、ご家族やあなた自身が、もしこういったことが必要になった時に使っていただければと思います。

寄付金(サポーター)の募集

～まーぶるはサポーターの皆さまからの
寄付金で支えられています～

重度障がい者や難病患者の地域生活支援には、医療的ケア、熟練した介護技術と信頼関係が必要です。
重度重複障がい児者は、個別性が強く新しいヘルパーとの関係づくりには、慣れた介護者との同行を繰り返して、長期間に渡って徐々に慣れていく必要があります。

ホームヘルパーや介護福祉士は資格取得時に医療的ケアを行うための十分な訓練を受けていません。

サポーターの皆さまからの寄付金により、この同行介護や
医療的ケアを安全に行うための訓練ができます。

5,000円/年

正会員の募集

- 総会にご参加頂けます。(議決権)
- 出資金の貸付にご協力頂けます。

2,000円/年
(年度の途中からでも入会できます)

出資金のお願い

～出資金にご協力ください～

NPO法人まーぶるの会員様であれば、
どなたでもご出資いただけます。

○お貸し頂いた出資金は、ヘルパーの
研修や事業所の設備拡充の為に使用
して頂きます。

10万/1回



お知らせ

平成25年度の定期総会の日程が決まりました。

正式なご案内は後日、会員の皆様へ郵送させていただきます。

記

日時 平成25年6月2日(日)
13時より
場所 NPO法人まーぶる

編集後記

通信を作成したり、メールを作成したりなど、今やパソコンは何をするにしても必需品です。

そして、自分はパソコンを使用する際に、パソコン用のメガネも必需品となっております。

パソコン用のメガネ??って思われる方もおられるかと思います。

パソコンの画面からはブルーライトという光がでています。

その光を見続けると疲れ目の要因となり、そのメガネでブルーライトが目に入る量を軽減することで、作業終了時に目の疲労感が格段に変わってきます。

といいつつも、少しでも頭がよくみてもらえるように！
と変な努力をしている高田であります(笑)



高田